

3月13日以降のマスク着用に伴う対応について

2月10日に国の基本的対処方針が変更され、マスク着用の考え方の見直し等が示されたことから、3月13日以降（学校は4月1日以降）は、国が示すマスク着用の考え方に沿って対応してください。

1 マスク着用の考え方

マスクの着用については、屋内外を問わず、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とし、感染防止対策としてマスクの着用が効果的な場面等では、マスクの着用を推奨。

2 事業者における対応

- 感染対策上や事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。
- 各業界団体が見直す「業種別ガイドライン」等を踏まえ、事業者が提供するサービスに応じた感染予防策を実施。
- イベント主催者等は出演者や参加者等に対して、必ずしもマスクの着用を働きかける必要はない。なお、感染対策上や事業上の理由等により、出演者や参加者等にマスクの着用を求めることは可能。
- 業種別ガイドラインの改正等を踏まえ、やまぐち安心飲食店もマスクの着用等について緩和した改正後の基準に沿って感染予防策を実施。

3 学校における対応（4月1日から適用）

- 学校教育活動では、マスクの着用を求めないことを基本。
 - ・ 基礎疾患等により感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する児童生徒に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じる。
 - ・ 卒業式は、4月1日より前でも、児童生徒及び教職員はマスクを着用せず出席することを基本。教育委員会等の学校の設置者や各学校では、基本的な方針を踏まえ、各地域や学校の実情に応じて、適切に実施。
- その他の留意事項等については、今後の国の通知を踏まえて検討。